

C グループは 200 名以下の労働者を雇用し、A、B グループに含まれていない雇用者から成る。

D グループは 20 名以下の労働者を雇用し、自身が予防カウンセラーの役割を果たす雇用者からなる。

法令第 35 条§3 にあるように、§1 で言及されているいずれかのグループにて、事業用設備の設置が必要である場合は、その事業用設備の作業は考慮される。

§2. 労働者数は、各労働者がスタッフ登録されている日を 365 日で割って計算される。各労働者は、暦上の日付で、それぞれの四半期に先行する四半期の間に、社員名簿に登録されるが、同登録の更新は、公的書類の保持に関する王室法令 1978 年 10 月 23 日第 5 号によって義務付けられており、雇用者が、同王室法令の規定の対象外である場合は、同じ目的で保持されるその他の書類に登録される。

労働者数は、其々の 4 半期に先行する四半期の間に、社員名簿に登録されている全ての労働者に基づいて 365 歴日で割ることにより計算される。同名簿の更新は、公的書類の保持に関する王室法令 1978 年 10 月 23 日第 5 号によって義務付けられており、同法規定の対象外である雇用者は、同じ目的で保持している他の書類を更新するものとする。

労働者の勤務表が、その労働者が常勤で雇われた場合の勤務表の約 4 分の 3 に満たない場合は、その労働者が第 1 段落で言及されている期間中に、社員名簿に登録されていた暦日数を 2 で割る。

法令第 2 条§1 第 2 段落 1°の b)から e)で言及されている同種の人物の人数は、それぞれの四半期に先行する四半期の間に、彼らが労働、研修あるいは何らかの業務を行う時間を 1,750 で割って算出される。

セクション 2—内部サービスの任務

第 4 条—内部サービスは、労働における労働者の健康に関する法的な規制条項と、全ての予防対策及び活動の実施において、雇用者、職務ラインのメンバー、労働者を補助する。

内部サービスが第 13 条§2 で課されている条件を満たす場合には、第 6 条の健康管理で言及されている任務も遂行する。

内部サービスは、必要に応じて、外部サービスと協力する。

本法令の規定は、法令第 4 条に言及されている諸分野と、障害のある労働者に対して労働における労働者の健康との関連で生じる具体的な問題に関して専門性を持ち、特に有能である他のサービスや施設に雇用者が依頼する可能性を損なうものではない。なお、上記の問題は特殊な専門性を必要とするが、外部サービスに所属する人物を雇い入れる義務はない。

[雇用者が、第 4 段落で言及されている団体のサービスを要請する際は、内部及び外部サービスと共に、委員会の助言に従って行うものとする。

前述のサービス、または団体に依頼する可能性については、労働における労働者の健康に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日第 11 条に言及されている年次行動計画に記載されなければならない。(2 : 王室法令 2002 年 2 月 20 日)]

第 5 条—内部サービスの任務は、雇用者、職務ラインのメンバー、労働者の補佐、また、労働における労働者の健康政策に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日で言及されている活発なリスク管理体制により提供される方針の展開、計画、実施及び評価を行うことである。

内部サービスはこの動的リスク管理体制の範疇で、以下の任務を持つ。

1° リスク分析に関して

a) 危険の特定に協力すること

b) リスクを確定し、さらに詳細に見ていくことによって現れる結果について助言を行い、定常的リスク分析を用意する方策を提案すること

c) 年度の全体予防計画と行動計画の素案、実行及び手引きについて助言を行い、提案すること

2° 事故、または事件の原因に影響を及ぼす要因に関する調査、および就業不能に至らせた事故、それぞれの決定的かつ本質的な要因の調査に参画すること。

3° 労働を原因とする疾患の要因分析に参画すること。

4° 労働におけるプレッシャーの調査、技術及び仕事環境の人間生理学への適応、過度の職業的、身体的、精神的疲労の防止に貢献、協力し、仕事のプレッシャー及びその他労働に関連した心理社会的要因による疾患の原因分析に参画すること。

5° 職場、ワークステーション、環境要因、及び物理的、化学的、発癌性あるいは生化学的因子、作業道具及び個人の道具の配置について助言を行うこと。

6° ワークステーションの衛生、特に調理場、食堂、更衣室、衛生設備、職場、娯楽施設、及びその他の事業体に固有の特別労働者用社交施設の衛生を保つこと。

7° 以下に関する指示書の作成について助言を行うこと。

- a) 作業道具の使用
- b) 化学的あるいは発癌性物質、調合物質及び生物化学薬品の使用
- c) 集団または個人で使う保護装備の使用
- d) 防災
- e) 深刻かつ切迫した危機的状況で適用される手順

8° 労働者研修について助言を行うこと。

- a) 採用時
- b) 異動もしくは職務の変更時
- c) 作業道具が更新、または変更される時
- d) 新技術の実装時

9° 労働における労働者の健康に関連する対策に関して、労働者を受け入れ、[指導し（王室法令 2007 年 4 月 25 日）]、情報を与え、訓練し、啓発するための提案を行うこと。この提案は、事業体もしくは機関で適用されるものである。また、この対策の実施に協力し、委員会がこの観点から策定した伝達方法を展開すること。

10° 雇用者が実施を検討している、労働者の健康に対して直接または間接に、即座にあるいは長期的に影響を及ぼすことになるなんらかのプロジェクト、対策、手段について、雇用者及び委員会に助言を行うこと。

11° 労働者の労働、外部での事業および自営作業の実行における健康に関する調整、共同作業、情報提供に参画すること。また職場の事業体および機関の安全と健康に関する、あるいは臨時または可動式建設現場に関する調整、共同作業、情報提供に協力すること。

12° 雇用者、職務ラインのメンバー及び労働者の求めに応じ、法令とその施行令の実施との関連で発生する質問に答えること。また該当する場合は、それらを提案として外部サービスに提出すること。

13° 社内の緊急処置の充実、及び、深刻かつ切迫した危険の発生時にとるべき対策の実行に協力すること。

14° 事故の被害者となったか、病気になった労働者の応急手当と救急医療を行う組織と共同作業を行うこと。

15° 委員会事務局を確保すること。

16° 法令及び施行令により課されたその他全ての任務を実行すること。

第6条—第5条で言及されている任務遂行の為の協力以外に、労働における予防と保護のための外部サービスに関する王室法令 1998年3月27日第22条2°の条件を満たす予防カウンセラーには、以下の任務が与えられる。なお、その外部サービスは医学的な監督指導を所管する部門またはセクションに属する。

1° 労働者と仕事の相互の影響を観察し、それにより、一方で労働者とその業務のより良い調和を、他方で労働者に合わせた業務の調整に貢献する。

2° 具体的には、以下の理由により労働者の健康監視を確実にする。

a) 労働者の健康上の理由により、通常であればリスクを負うことがない任務を割り当てられることを回避すること。また、重篤な感染症に苦しめられている人物か、他の労働者の安全を危険にさらす人物が就役を認められるのを回避すること。

b) 労働方法の改善の提案、ワークステーションの改善の提案、作業改善の模索を、部分的な労働上の障害を持つ人々に対するものも含めて行い、万人に対して採用の機会を拡大すること。

c) 労働に関連した職業上の疾病を可能な限り早期に発見し、労働者に通知して彼らが悩まされている障害及び欠陥について助言を行うこと。また職務の実施に関連した職業上の疾病に影響を及ぼすリスク要因の発見及び調査に協力すること。

3° 事故の被害者となったか、病気に苦しむ労働者の為の応急処置および救急医療のための組織を監督すること。

第7条—§1. 予防カウンセラーは任務を遂行する為に、最低限以下の職務の実施を義務付けられる。

1° 定常的リスク分析、および全体予防計画と年次行動計画の作成において

a) 自発的に、または雇用者の要請に応じて、あるいは労働者、またはその代表者からの要請後、可能な限り速やかに、複合的かつ組織的な調査を職場で実施する。

- b) 自発的に、または雇用者あるいはそれぞれの労働者の要請に応じ、そのワークステーションに配役されている労働者が、リスクの拡大または新たなリスクに曝される度に、当該ワークステーションを検査する。
- c) 最低年1回、職場とワークステーションの徹底調査を行う。
- d) 職場で発生した労働災害・事故の調査を行う。
- e) 労働者の健康を改善するために有益かつ必要で、意義のある検査及び調査を行う。
- f) 法令及びに施行令に規定された条件で、分析あるいは検査を自ら実施するか、実施させる。
- g) 製造手順、作業方法及び作業工程を認識し、またそれらを現場で検査し、その後発生するリスクを改善する手段を提案する。
- h) 付録Iに定められている必要書類を常に更新しておく。
- i) 緊急を要する事態において、管理者への呼びかけが不可能な場合は、危険あるいは問題の原因を防止するために必要な対策を自ら講じる。
- j) 深刻な労働災害の反復を避ける為に、労働における労働者の健康についての方針に関する王室法令 1998年3月27日第26条の実施において、雇用者から与えられる任務。(6:王室法令 2005年2月24日)]

2° サービスの管理及び運営に関しては、以下を参照のこと。

- a) A、B、Cグループに属する雇用者および、50名以下の労働者を雇用しBグループに属さない雇用者の月次報告書の草稿、四半期報告書の草稿。四半期報告書の内容は本法令の付録IIに示されている。
- b) 年次報告書の草稿。内容は、本法令の付録IIIに示されている。
- c) 労働災害索引カードの草稿。内容は、本法令の付録IVに示されている。または、労働における労働者の健康についての方針に関する王室法令 1998年3月27日に従い、労働災害通知書の書式を完成させる。(6:王室法令 2005年2月24日)

3° 作業道具及び個人用保護装備の選択、購入、使用及び補修に関する書類の作成、完成、押印を行う。

4° 法令とその施行令の実施において、当局に対して行われるべき通知を常に更新しておく。

5° 委員会の運営を定める規則に示されているように、委員会の事務局業務を行う。

[6° 労働における労働者の健康についての方針に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日の第 13 条第 2 段落の 8°で言及されている書類を常に更新しておく。(10 : 王室法令 2007 年 4 月 25 日)]

§2. 第 6 条に示されている健康監視に関する職務については、医学的管理を担うセクションが以下の職務を行うものとする。

a) 労働災害に関する 1971 年 4 月 10 日付法令の施行において設立された他の医療サービスの所管でない限り、事故の被害にあったか、病気に苦しむ労働者が、応急処置や救急治療を受けられるようにする。

b) 職業に関連のある疾病を報告する。

第 8 条—第 9 条から第 12 条の規定を損なうことなく、第 5 条から第 7 条で言及されている任務と職務は、内部または外部サービスによって実施される。

第 11 条の規定を損なうことなく、第 1 段落で言及されている任務は全て、その能力がある場合、内部サービスが行う。

雇用者は、第 4 段落で言及されている身分証明書を保管し、その監視を所管している担当官に、サービスに関する年次報告書とは別に、またはその一部として、あるいは外部サービスとの契約書の付録として、提示するものとする。

この書類には、以下が記載されていなければならない。

1° 雇用者の身元情報。

2° 内部サービスによって実施される職務。場合により本法令に関連する規約を引用する。

3° 内部サービスの構成、予防カウンセラーの人数、それらの資格及び仕事の所要時間。

4° 内部サービスを代表する技能。(職務が十分かつ効率的に実施されることが目的。)

5° 内部サービスが持つ管理と技術に関する手段と、財政的資源。

6° 委員会の助言。

7° 健康監視に関する任務に関わる場合は、権限のあるコミュニティが発行した許可証の複写。

第9条—A及びBグループの雇用者と共に、内部サービスは常に以下の任務及び職務を行う。

1° 第5条第1、2段落の1°、4°、6°、7°、8°、9°、10°、11°、12°、13°、14°、15°の任務

2° 第7条§1 1°の a)、b)、c)、e)、f)、g)、h)、i) 及び2°、3°、4°、5°に要約されている職務

3° 外部サービスに依頼している場合は、第12条で言及されている任務及び職務

第10条—外部サービスが依頼されている場合は、内部サービスはCグループの雇用者と共に、第5条第2段落の6°、12°、15°で言及されている任務、第7条§1 1°の a)、c)、h)、i)と、2°、3°、4°、5°で言及されている職務、及び第12条で言及されている任務及び職務に対して常に責任を負う。

第11条—§1. 雇用者の内部サービスが第13条§2の規定に従う医学的管理を所管する部門を持たない場合、雇用者はそれを外部サービスに依頼する義務がある。

この場合、外部サービスは以下の任務及び職務を行う。

1° 第6条で言及されている各任務

2° 第7条§2の b)で言及されている職務

§2. 内部サービスに第22条で示されている補足の研修コースのレベルIまたはIIを修了している予防カウンセラーが存在しないCグループの雇用者は、以下の職務を常に外部サービスに委託する。

1° 第5条第1、2段落1°で言及されている任務

2° 労働災害が職場で発生したのち[4日(6:王室法令2005年2月24日)以上]就業不能となった職場の検査

[3° 労働における労働者の健康についての方針に関する王室法令1998年3月27日第26条の実施において、深刻な労働災害の反復を避けるため、雇用者が与える任務及び職務。(6:王室法令2005年2月24日)]

§3. Dグループの雇用者においては、§2で言及されている任務および職務は、常に外部サービスによって実施されるものとする。

第 12 条—第 9 条から第 11 条の規定を損ねることなく、内部サービスは、外部サービスに接触する際は常に以下の任務を行う。

- 1° 外部サービスと協業する。
- 2° 外部サービスがその任務を完了する為に必要な情報を全て提供することにより、外部サービスとの協調体制を確実にする。
- 3° リスク分析において、職場検査の際に外部サービスの予防カウンセラーに帯同することによって外部サービスに協力し、労働災害や労働に起因する疾病の原因分析や、諸表の作成を補佐する。
- 4° リスク分析に基づいて定められている予防手段の実施において、外部サービスに協力する。特に、方針の浸透、労働者の受け入れ、労働者への情報提供と啓蒙に関する対策と、労働者への指示書の作成に関する対策について助言を行う。
- 5° 切迫した危険の際にとられる手順の策定に協力し、応急処置や救急医療を組織化する。

セクション 3—内部サービスの組織と運営

第 13 条—§1. 法令の第 35、36 条に従い、内部サービスは複数のセクションにより構成されてもされなくてもよい。

§2. 第 6 条で言及されている任務を内部サービスが行うと決定した雇用者は、内部サービスのなかに、コミュニティの承認を受けうる医学的な監督指導を所管する部門を設立するものとする。

医学的な監督指導を担う部門は、労働における予防と保護に関する外部サービスに関する王室法令 1998 年 3 月 27 日第 22 条 2°に示されている要求を満たす予防カウンセラーが指揮する。

この部門に所属するスタッフは、この予防カウンセラーが全面的に責任を負う体制のもとで仕事を行う。

この部門の構成とメンバーの作業時間は、労働における予防と保護に関する外部サービスに関する王室法令 1998 年 3 月 27 日第 25、26、27 条の規定に従うものとする。

§3. 以下は、医学的な監督指導を担う部門の任務を与えられる場合がある。

- 1° 国の労働医学部局
- 2° ベルギー国有鉄道株式会社（NMBS もしくは SNCB）の労働医学部局

3° 国軍の労働医学医局

これらの部局は、いかなる場合においても、以下の条件を満たさなければならない。

- 1° 各部局は、本法令の条項により義務づけられている職務の実施、また、これらの職務を委託する予防カウンセラーが持つべき肩書き及び科学的資格の両方を満たす。
- 2° 各部局は、部局自身と予防カウンセラーの独立性が確保されるよう構成されていなくてはならない。
- 3° 労働医学に関しては、医療書類は別個の取り扱いの対象となる。

第 14 条—内部サービスは、医学的な監督指導を担う部門に関する規定を損ねることなく、その任務を集学的な原則に基づいて完了できるよう構成される。

集学的な原則は、予防カウンセラーと労働における労働者の健康促進に効果をもたらす様々な技能を持つ複数の専門家が協調的に参画することによって獲得される。

これらの技能は特に以下に関係する

- 1° 労働の安全
- 2° 労働医学
- 3° 人間工学
- 4° 労働衛生
- 5° 仕事の心理社会的側面[労働における暴力、いやがらせ、セクシャル・ハラスメントを含む (3 : 王室法令 2002 年 7 月 11 日)]

雇用者は、委員会からの事前アドバイスのあと、全体予防計画を考慮した上で、自分の事業体または機関に必要な能力と、外部サービスに求める能力について決定する。

[労働における予防と保護に関する委員会の任務および運営に関する王室法令 1999 年 5 月 3 日第 19 条に従い、雇用者はこの助言に従うものとする。(1 : 王室法令 1999 年 5 月 3 日)]

労働の安全と労働医学に関する技能は、いかなる場合でも同一の人物によって実施されてはならない。

全体予防計画の実施にあたって〔王室法令 2002 年 7 月 11 日〕第 2 段落の 3°、4°で言及されている技能の 1 つが必要な雇用者は、内部サービスの所属ではない事業体または機関の者にこれを求めることができるが、それはこれらの人物が労働における予防と保護に関する外部サービスに関する王室法令 1998 年 3 月 27 日〔第 22 条の 3°、4°（3：王室法令 2002 年 7 月 11 日）〕で言及されている技能を持ち、またそれらの人物が必要な時間と手段を利用できる限りにおいてである。

第 15 条—法令第 35 条と第 36 条の意味するところにおいて、内部サービスが様々なセクションから構成されている場合、あるいは医学的な監督指導を担う部門が設立された場合、雇用者は、委員会からの事前アドバイスの後、各セクション（該当する場合）及び部門と、サービスの関係のあり方と、またこのサービスと各セクション（該当する場合）の管理が、誰によりどのような形で確保されるかを決定する。

サービスまたは § の運営は以下が確実に実施する。

1° 雇用者または事業用設備が A グループに属する場合は、認可第一レベルコースを修了した予防カウンセラー

か、または

2° 雇用者または事業用設備が B グループに属する場合は、少なくとも認可第二レベルコースを修了した予防カウンセラー、

または

3° 医学的な監督指導の担当部門を指揮する予防カウンセラー

医学的な監督指導の担当部門を指揮する予防カウンセラーが内部サービス、あるいはセクションの管理を担当している場合、雇用者または事業用設備が A・B どちらのグループに属するかによって、そのセクションの内部サービスは、第 2 段落の 1°、2°の条件に適合する予防カウンセラーも勤務させなければならない。

第 16 条—サービスの管理を担う予防カウンセラーは、事業体または機関の日常管理を担う者に直属し、また事業用設備の日常管理を担う者と直接のつながりを持つものとする。

セクションを指導する予防カウンセラーは、そのセクションの設立の目的となった事業用設備の日常管理を担う者に直属し、また事業体または機関の日常管理を担う者と直接関わるものとする。

第 13 条§2 で言及されている医学的な監督指導の担当部門の管理を所管する予防カウンセラーはまた、

第1段落で言及されている日常管理の担当者と直接の関わりを持つものとする。

第17条 §1—雇用者は委員会からの事前に助言を受けた後、以下を決定する。

1° 内部サービスの構成方法について

2° 技術的、科学的手段、執務場所と財政的手段、及び内部サービスに配置される管理スタッフ

[労働における予防と保護に関する委員会の任務及び運営に関する王室法令 1999年5月3日第19条に従い、雇用者はこの勧告に従うものとする。(1:王室法令 1999年5月3日)]

§2. 雇用者は、委員会からの事前アドバイスの後、内部サービスに課せられた任務が常に、完全かつ効果的に完了されるよう、予防カウンセラーの業務遂行における最低所要時間を決定する。

業務遂行の最低所要時間は、同様の手続及び関係者からの要請により、改正することができる。

業務遂行の最低所要時間とは、予防カウンセラーに課せられた任務や作業を完了するために必要とされる最低時間を意味するものと理解される。

第18条—予防カウンセラーが確実に、効率的に業務を終えられるよう、以下を行う。

1° 雇用者は予防カウンセラーに、製造手順、作業テクニック、作業及び生産手段、また事業体で使用されているか使用が検討されている物質及び製品について通知する。

2° 雇用者は、予防カウンセラーに情報を提供し、製造手順、作業テクニック、工場に加えられる変更に関しては、それが既存リスクを悪化させるか、あるいは新たなリスクを発生させないかについて相談し、また新しい製品が使用されるか製造されるときにも彼らと相談する。

3° 雇用者、職務ラインのメンバーおよび労働者は、予防カウンセラーが内部サービスの任務を確実に完了できるよう、予防カウンセラーによって要請された全ての情報を提供する。

4° 雇用者は、セクションのサービス管理を担う予防カウンセラーに、外部の事業体、自営業者、臨時労働者らが職場に立ち入って実施する全作業に関する情報を与える。

5° 雇用者は、サービスの運営を担う予防カウンセラーに、労働者名簿、また予防カウンセラーの任務遂行の為に要請するデータ（の提示）によって情報提供を行う。

セクション4—内部サービスの予防カウンセラーの地位

第 19 条— 予防カウンセラーと雇用者は、雇用契約、または政府により規制されている法令によって関係が成立している。

予防カウンセラーは、内部サービスが設立された事業体または機関にて雇用される。

セクションの予防カウンセラーは、そのセクションが確立されている技術業務ユニットにて勤務する。

第 20 条 § 1 雇用者は、委員会の事前アドバイスを受けた後、予防カウンセラー、またはその臨時後任者の選任、交代、あるいは解任をする。

様々なセクションに属する内部サービスの運営を担う予防カウンセラー、または、雇用者を援助している予防カウンセラーである場合は、全委員会の事前同意が必要である。

予防カウンセラーが、複数のセクションから構成されていない内部サービスで働いている場合は、委員会の事前同意が必要である。

セクション内で勤務する予防カウンセラーの場合は、セクションが確立されている技術業務ユニットの管轄権を有する委員会の事前同意が必要である。

§ 2 委員会または複数の委員会で同意が得られない場合、雇用者は監査を担う当局者の助言を求める。

当局者は各当事者の意見を聴取し、其々の見解を調和させるよう努める。

調和が得られない場合、監査を担う当局者は、雇用者に書留郵便で助言を通知する。

決断を下す前に雇用者は監査を担う当局者からの助言を通知後 30 日以内に委員会に通知する。

通知は投函後、3 営業日後に受け取られるものと見なす。

§ 3 任命に関する限りでは、§ 1 及び 2 の各条項は、職場の安全、健康及び装飾に関するセクションのトップ、また職場での保護に関する総則に関する第 833.2.1 条の規定に従い、本法令の発行時に指名されたそれらの代理人、もしくは、職場での保護に関する総則に関する第 112 条の規定に従い、本法令の発行時に指名され、予防カウンセラーの役割を遂行し、更に、同じ事業体、機関または技術業務ユニットでこれらの職務にあたっている産業医には適用されない。

第 21 条 予防カウンセラーは、職場での労働者の健康に関する、またそれらの任務を遂行する事業体または機関に適用される法律に関して十分な知識を持ち、セクション 2 にある活動を行うために必要な技術的、科学的知識を持つ。

【この知識とは、特に以下に関するものである】

- 1 リスク分析に関する技術
- 2 以下の予防活動の調整
 - ・内部サービス内において
 - ・内部及び外部サービス間において
 - ・自身の事業体で働く外部事業体のそれぞれ雇用者及び労働者との間において
- 3 職場衛生に関する手段
- 4 事故または急病の被害者の救急医療にあたる応急処置の手配、また重大な危急発生時に取りべき手段
- 5 労働における予防と保護に関する委員会の任務及び運営に関する 1999 年 5 月 3 日王室法令で、言及されている予防カウンセラーの任務
- 6 報告（12：王室法令 2007 年 5 月 17 日）】

【**第 22 条 §1** A 及び B グループの雇用者において、予防カウンセラーは労働における予防と保護に関する内部及び外部サービスの予防カウンセラーの研修及び再教育講座に関する王室法令 2007 年 5 月 17 日の通り、研修を完了しなければならない。

A グループに属する雇用者において、第 5 条の任務を遂行する予防カウンセラーは、少なくとも認定二級講座を完了した証明書を提出し、また第 5 条の任務を遂行し、サービスの運営を担う予防カウンセラーは、認定一級講座を完了した証明書を提出し、予防カウンセラーとして少なくとも 2 年間の労働における予防と保護の為に内部サービスでの勤務経験がなくてはならない。

A グループに属する技術業務ユニットにおいて、第 5 条の任務を遂行する予防カウンセラーは、少なくとも認定二級講座を完了した証明書を提出し、また第 5 条の任務を遂行し、セクションの運営を担う予防カウンセラーは、認定一級講座を完了した証明書を提出し、予防カウンセラーとして、少なくとも 2 年間の労働における予防と保護の為に内部サービスでの勤務経験なくてはならない。

B グループに属する雇用者において第 5 条の任務を遂行し、サービスの運営を担う予防カウンセラーは、少なくとも認定二級講座を完了した証明書を提出しなければならない。

B グループに属する技術業務ユニットにおいて第 5 条の任務を遂行し、セクションの運営を担う予防

カウンセラーは、少なくとも認定二級講座を完了した証明書を提出しなければならない。

EU加盟国での予防カウンセラーの職務行使を認めた資格を有すると見なされる学位、証明書、またはその他の肩書を有する者は、それらの資格のレベルによって、ベルギーでのこれら職務の法的及び社会的側面に関係する多規律基本モジュール及び特化モジュールの課程を機関にて学んだことを示すことができるという条件のもと、AまたはBグループの雇用者において、予防カウンセラーの職務を行うことができる。(12：王室法令 2007年5月17日)]

§2 §1 を逸脱して、第6条の任務を遂行する予防カウンセラーは、内部サービスやセクションの運営を担う場合でも、労働における予防と保護の為の外部サービスに関する 1998年3月27日王室法令第22条の2の条件を満たすことを証明するものを提出する。

第23条 予防カウンセラーは、自身を向上させる権利と義務がある。

これにより、雇用者は予防カウンセラーが望む改善、教育、協力の為の資源（リソース）の提供が可能な大学またその他特化機関との接触を維持する許可を与える。

第24条 研修コース受講に費やされる時間、は通常の就労時間と見なされ、それに伴う費用は払い戻しされる。

第25条 法令第43条の実施にあたり、予防カウンセラーは、雇用者及び労働者が完全に独立して、その任務を遂行する。

この「独立性」についての見解の相違がある場合、予防カウンセラー、雇用者または労働者の要請により、助言の監督を受託している当局者に提起される。

第26条 予防カウンセラーは、第4条第4項に規定された同条件のもと、任務遂行に必要と思われる外部サービス、労働における技術検査の為の外部サービス、また特に、業務安全、健康、人間工学、労働による環境及び心理社会的ストレスの分野、または障害者の分野に特化した、あるいは特別に権限を与えられたその他全てのサービスや機関との接触を維持する権利と義務がある。

第27条 セクション、部門、中枢サービス間の関係、またサービスの運営方法、更に該当する場合は、保証されている各セクションの運営方法が、本法令の発行時まで決定されていない場合は、遅くとも2000年1月1日までに決定されるものとする。

【付録 1

第 7 条§1 の 1 の h) の書類の内容

- 1 労働における労働者の福利に関し、事業体または機関に適用される法律、法令及び同意
- 2 それら法律、法令及び同意に課せられた行為及び書類
- 3 労働における労働者の福利を確保する為に、事業体または機関で作成された書類、または立案された内部及び外部環境の方針
- 4 規制条項において、認定機関が監査しなければならない器具及び機械の目録
- 5 危険物質の一覧表及び位置確認、また、事業体または機関で行われる準備
- 6 事業体または機関での大気、水質汚染の放出地点の一覧表及びデータ（8：王室法令 2007 年 1 月 29 日）]

【付録 2

第 7 条§1 の 2 の a) の月次または 3 カ月報告書の内容

- 1 労働における予防と保護の為の内部サービス
 - 1.1 活動の概要
 - 1.2 労働における予防と保護の為の外部サービスとの関係
 - 1.2.1 提案
 - 1.2.2 質問
 - 1.2.3 意見
- 2 職場における労働者の福利に関する調査
- 3 発見されたリスク
- 4 労働災害の要約

- 4.1 労働災害索引カード及び報告書の分析
- 4.2 災害場所
- 4.3 原因と予防策
- 4.4 災害の頻度と重症度の展開
- 4.5 雇用者に雇用されていないが、以下に該当する労働者に起こった労働災害に関する場所、原因及び防止策
 - 1 外部事業体の労働者として、雇用者の機関で業務を遂行する者
 - 2 利用者
 - 3 建設管理の請負または下請業者として業務を遂行した同建設管理の実行を担う者
- 5 実施された予防策
- 6.1 年次行動計画の実現に関する選択肢
- 6.2 年次行動計画の範囲内で実現された業績
- 7 以下の書類になされた改正に関するコメント
 - 7.1 組織図
 - 7.2 課せられた運用許可及び運用条件
 - 7.3 災害、事件あるいは深刻な中毒の原因の調査を担う委員会の代表者による報告書
 - 7.4 認定機関が提出した証明書、議事録及び報告書
 - 7.5 公認消防隊による提言（8：王室法令 2007 年 1 月 29 日）]

[付録 III]

第7条§ 1, 2° b に規定する労働における予防と保護の為の内部サービスの年次報告書

I. 事業体に関する情報

1. 事業体の名前と完全な住所 (+電話番号)
2. 事業体の目的及び大部分のスタッフが属する合同委員会数
3. スタッフの平均人数、年齢グループ (21 歳未満、21 歳以上)、労働者区分 (事務職、または肉体労働労働者) と性別による細分化

これは、三カ月毎のスタッフの数学的平均数に関わる。

4. 内部サービスの構成と、特に、各予防カウンセラーの氏名と能力 (キャパシティ)
- 5.1 労使協議会委員会が委員会の役割を帯びている場合は、その構成。委員長及び各委員の氏名とそれぞれの能力 (キャパシティ)

5.2 委員会の会議回数

- 6.1 労働医学の予防コンサルタント/医師、または事業体の監視責任のある内部サービス部門、あるいは外部サービス部門の氏名/名称と住所

- 6.2 労働災害の犠牲者の為に、救急医療を保証する医師または事業体に関連する委託医師の氏名

- 6.3 事業体に関連する看護師の名前

- 6.4 応急救護士の氏名、学位や証明書を発行した公認機関名称と住所

- 6.5 労働災害法の規定に従う任命された病院または医療機関の名称と住所

II. 職場で発生した事故の情報

1. 年間勤務中に、リスクに曝される時間。すなわち、残業時間を含む年間の合計労働時間数。
労働者区分に応じた細分化 (事務職、または肉体労働労働者)

2. 事故件数

重大性 (死亡、永久就業不能、一時就業不能) 及び年齢グループ (21 歳未満及び 21 歳以上)、労

働者と性別区分に応じた細分化

3. 検討対象年及びそれ以前 2 年間の年間発生率

発生率 Fr は検討対象期間中に記録された、死亡あるいは、少なくとも一日（事故が起こった日を含まない）の完全就業不能状態をもたらした事故件数に 1,000,000 を乗じた、リスクに曝された時間数に対する割合であり、以下の数式で表される：

$$Fr = \frac{\text{事故件数} \times 1,000,000}{\text{リスクに曝された時間数}}$$

4. それらの事故に伴う実際のまた合意があった就労不能期間

4.1 実際の就労不能

4.1.1 個々の事故のインデックスカードの合計、または少なくとも 1 日の就業不能を引き起こした事故の通知に基づく（一時就業不能、永久就業不能、死亡及び労働者区分に応じて細分化された）実際に喪失した暦日数。

4.1.2 検討対象年とそれ以前の 2 年間に発生した事故の実際の重大性。 実際の重大性（実際の Sd ）は、労働災害のために失われた暦日数の合計時間数に 1,000 を乗じた、リスクに曝された合計数に対する割合であり、以下の数式で表される：

$$\text{実際の } Sd = \frac{\text{喪失した暦日数} \times 1,000}{\text{リスクに曝された時間数}}$$

4.2 就労不能の固定標準:

4.2.1 個々の事故のインデックスカードの合計、または少なくとも 1 日の就業不能を引き起こした事故の通知により認められた（永久就業不能、一時就業不能、死亡及び労働者区分に応じて細分化された）就労不能の固定基準の日数

4.2.2 検討対象年と以前の 2 年の全体的な重大性の程度。全体的な深刻さの程度（全体的 Sd ）は、労働災害のために失われ暦日数の合計時間数に、就労不能の固定基準の日数を加え 1000 を乗じた、リスクに曝された時間数に対する割合であり、以下の数式で表される。

の割合で

$$\text{全体的 } Sd = \frac{\text{喪失した暦日数} + \text{就労不能の固定基準の日数} \times 1,000}{\text{リスクに曝された時間数}}$$

III. 通勤途中の事故に関する情報

IV. 安全性に関する情報

1. 安全性を確保するために実施された措置

2. 安全性を確保するための委員会への提案と、その提案に従った結果。

3.1 法令により課されている検査の実施を認められている団体による必須訪問数と、検討される装置または設備の性質に応じた細分化

3.2 それらの団体名称及び住所

V. 労働者の健康に関する情報

医学的な監督指導の責任がある外部サービスのセクション、あるいは内部サービス部門の報告書への付属文書として。

本報告書がない場合は、以下の情報を提供する。

1. 契約上の必須検査数

2. 定期検査数

2.1 21 歳未満の者。18 歳未満と 18 歳から 21 歳間の差異

2.2 付録 I、タイトル II、チャプター III、セクション I にある、職場での保護に関する一般的な規則に含まれる、危険な薬剤のカテゴリに応じて区別した職業性疾病の検出

2.3 安全管理業務担当者

2.4 障害者

2.5 結核予防接種を受けなければならない者

2.6 食品または食材と直接接触する者

3. 作業再開に向けた検査数

4. 自発的相談件数

5. 予防接種数とその性質

VI. 労働と職場の衛生に関する情報

1. 労働と職場の衛生を促進するために実施された対策

1.1 危険物質および調剤と接触し発生する危険性の重大性について、労働者に知らせる目的で労働者宛てに発表される通知回数

1.2 リスクの発生、または変化がある仕事を調査する労働医学の予防コンサルタント／医師に宛てられた質問件数

1.3 スタッフの健康に影響を与えるプロジェクトに関わる雇用者より要請された労働医学の予防コンサルタント／医師の相談件数

1.4 予防カウンセラー／医師（業務妨害対策という意味合いでの職業医療分野の医師）により与えられた書面でのアドバイスの量

業務妨害対策という背景において、労働医学の予防コンサルタント／医師から提供された書面による助言数

1.5 仕事を妨げる要因の重要性を決定する意図で実行される管理対策分析数

1.6 労働医学の予防コンサルタント／医師の職場への訪問回数

3. 以下が開始点となり、委員会に提出された労働における衛生状態と衛生の観点からの提案：

2.1 雇用者

2.2 労働者の代表者

2.3 労働医学の予防コンサルタント／医師

3. 以下に関して、スタッフにより説明され、委員会が調査した苦情件数：

3.1 作業領域の衛生状態

3.2 共有保護装置

3.3 個別保護装置